

文化財を訪ねて 40

山辺古墳



▲移築された山辺古墳

「山辺古墳」は、山本町辻の菅生神社境内に石室が復元展示されている市指定史跡です。古墳時代後期になると、本市では多くの古墳が造られるようになります。その多くが、横から進入できる出入口を設けた「横穴式石室」に遺体を安置する形式のもので、今回紹介する山辺古墳の石室も同じ形式です。遺体を安置していた「玄室部」へ続く「羨道」は残っていませんが、玄室部の基底部のみ残っていました。玄室部の大きさは長さ2m60cm、幅1m75cmで、入り口は北側を向いています。床面は二面構

造で、上面には拳大の礫が敷かれ、下面には長さ20〜30cm、厚さおよそ8cmの平らな石が敷き詰められていました。奥側の壁には1mほどある大きな石が用いられており、近接する「宗運寺古墳」と共通する構造をしています。この古墳からは、「須恵器」が7点、「銀環」(銀メッキの耳飾り)が2点ほど出土しています。これらの遺物から、古墳の年代は古墳時代後期末(7世紀前半)と考えられています。

一つの墳丘に二つの石室をもつ「山王山古墳」(山本町財田西)をはじめ、山辺古墳との関連性が考えられる宗運寺古墳(山本町財田西)など、山辺古墳の周囲には多くの古墳が築かれています。その中で山辺古墳は出土した遺物から最も新しい古墳であると考えられています。この地域は、市内でも特に後期古墳が集中して造られた地域の一つです。そのため、これらの古墳の調査結果は、この地域だけでなく、市全体の古墳時代の動向を知る手がかりになるでしょう。

▼問い合わせ  
生涯学習課 ☎62・11113

少年育成センター

交通ルール・マナーを守ることを心がけて

一学期のまとめの時期となり、育成センターでも、今学期の補導状況を振り返りました。そこで、自転車の二人乗り、二列並進、携帯電話の使用等の「道路交通法違反」が昨年と同様に多く、補導件数の中で約半数も占めている問題が話し合われました。パトロール中に会った場合は声をかけたり、注意を促したりすると、すぐ直してくれませんが、一向に改善されません。

学校での一日が終わり、ほっとして、友だちとの会話を楽しみながらの帰宅で、心情は分かりますが、非常に危険です。

またこのことは自転車に限らず、歩行者の場合も同じことです。「人は右、車は左」と以前からいわれているように、交通ルール・マナーを守ることを心がけてほしいと願っています。

▼問い合わせ  
少年育成センター ☎62・11115

じんけん探訪 29

外国籍市民の人権

言葉に困る―8割

県内在住の外国人(8,315人・法務省2011年)は、「香川は自然環境がよく安全で県民が親切」と感じています。一方、約80%の人が災害等緊急時や病院などで言葉に困る、23%の人が飲食店やタクシーで差別を経験した、と言います(香川県「かがわ多文化共生推進プラン」)。

国民年金も加入できる

市内在住の外国人は506人(そのうち287人が中国人)で滞在理由の多くは技能実習生です。外国人もさまざまな権利が保障されています。昨年から外国人登録制度が廃止され、正規滞在の



まちづくり推進隊とは、まちづくり活動をする、町を単位的に集める、町民である制の組織です。町民であれば誰でも会員になることができ、市から交付金を受けて、まちづくり活動を行うことができます。

7つのまちづくり推進隊が、それぞれ独自事業をはじめました。特徴的な活動を紹介し

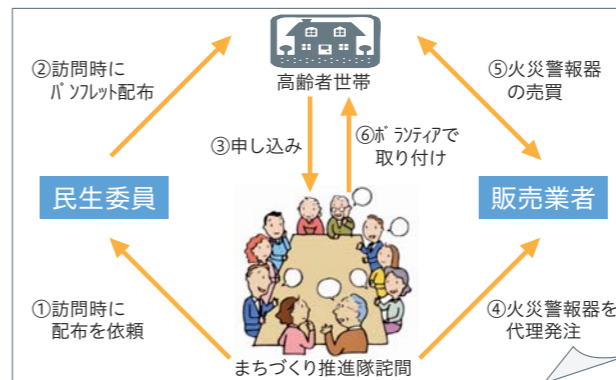
まちづくり座談会を計画 (まちづくり推進隊高瀬)

まちづくり推進隊高瀬の会員だけではなく、高瀬町内のさまざまな団体の代表者が集まり、相互に課題や解決策を提案する座談会を計画しています。年に数回、開催予定で、4月に引き続き7月6日(土)午後7時から高瀬町農村環境改善センターで開催します。

▼問い合わせ  
まちづくり推進隊高瀬 ☎73・3410

高齢者世帯 住宅火災警報器の設置を支援 (まちづくり推進隊詫間)

消防法の改正により、平成23年6月までに全ての住宅に火災警報器の設置が義務付けられました。しかし、未設置の住宅も多くあります。そこで、一定要件を満たした高齢者世帯を対象に、民生委員と協力して住宅火災警報器の設置を支援します。



▼問い合わせ  
まちづくり推進隊詫間 ☎83・3639

人は住民基本台帳に登録されて住民票が発行されます。国民健康保険や介護保険は一定の要件を満たせば加入でき、公営住宅の入居基準も日本人と同様です。市やハローワーク、商工会議所などは相談や啓発に取り組んでいます。外国語パフレットも用意しています。ぜひご利用ください。

県内の外国人は、次のとおりです。

中国	3,935人 (47.3%)
フィリピン	1,241人 (14.9%)
韓国・朝鮮	1,016人 (12.2%)
ペルー	437人 (5.3%)
ブラジル	252人 (3.0%)
その他	1,434人 (17.3%)

(法務省2011年)

▼問い合わせ  
人権課 ☎73・3008